

履修要項の修正について

以下の資料に記載の修正がありますのでお知らせします。

- ・「2021 年度授業科目履修案内 履修要項[2021 年度入学者用] P. 211～212
- ・「2022 年度授業科目履修案内 履修要項[2022 年度入学者用] P. 195～196
- ・「2023 年度授業科目履修案内 履修要項[2023 年度入学者用] P. 195～196
- ・「2024 年度授業科目履修案内 履修要項[2024 年度入学者用] P. 195～196
- ・「2025 年度授業科目履修案内 履修要項[2025 年度入学者用] P. 197～198

<変更内容>

Ⅲ. 教育実習について

3年次で留学に行く場合の取扱いの変更

<変更前>

- ・外国に留学した学生が教育実習を希望する場合は、授業開始後 70 日目までに帰国し、「教育実習指導」、「教育実習 I」、「教育実習 II」の登録をしなければならない。
- ・3年次からの留学志願者に限り、事前指導の履修を2年次から認めることとする。

<変更後>

- ・3年次からの留学志願者に限り、3年次秋学期に行われる「教育実習指導」を2年次秋学期に履修することを認めることとする。ただし、4年次春学期に行われる「教育実習指導」は、教育実習実施年度に履修する必要があるため、受講できるよう帰国すること。帰国後、すみやかに教務課資格係に報告し、「教育実習指導」、「教育実習 I」、「教育実習 II」の登録をすること。

<2026 年度以降の取扱>

Ⅲ. 教育実習について

1. 教育実習の目的

教育実習の目的は、教育者としての基本的な態度・技能を身につけることにある。具体的には、観察・参加・実習を通じて、教育の理論と実践とに関する基礎的能力を養うことにその目的がある。

これらの目的は、短期間の実習のみでは達成できるものではないが、各自の謙虚な自覚と積極的な取り組みによって、教師としての適性発見の機会とするよう努力することが肝要である。

社会は、深い教育愛に燃え、強い責任感を持ち自己の使命を十分理解している教師を求めている。教育実習をたんに単位修得の場とせず、自己の知的情熱と勇気を発揮する場とし、教師となるための基礎を形成するように心掛けること。

2. 教育実習についての注意事項

(1) 教育実習は、教員免許状取得を希望する学生に対して、最終学年において、原則として中学校（教育委員会管掌）または高等学校に委嘱して行う。学校へは、まず本人が訪問し、内諾を得なければならないが、所管の教育委員会の方針により手続き方法が異なるので、この点についてガイダンスその他により指示する。

(2) 教育実習の内諾手続きを行うために提出する「教育実習生原簿」の提出要件を次の通りとする。

(ア) 教職課程の履修申し込みをし、履修費を払っていること。

(イ) 原則として、前年度までに教職科目の単位数合計の6単位以上修得済みであること。

(3) 教育実習の受講資格は、次の通りとする。

(ア) 教育実習実施年度に卒業見込みであること。

(イ) 教育実習実施年度に免許状取得見込みであること。

(ウ) 教育実習実施年度までに「教職入門」、「学校教育概論」、「学校教育制度論」、「教育相談」、「教科指導法」を履修していること。

(4) 教育実習は免許を受ける教科で履修することが望ましい。ただし止むを得ない場合には実習校の承諾を得た上で、教科に関係なく、例えばフランス語の免許状のために英語で実習したり、商業の免許状のために地理歴史または公民で実習を行ったりしてもよいことになっている。また免許状の種類に関係なく高等学校、中学校のいずれでも履修できる。ただし、中学の免許状取得希望者は3週間の実習が必要である。高等学校で3週間教育実習を行った場合も中・高両方の免許状取得の条件を満たす。

- (5) 教育実習は、学校における実習（中学校3週間、高等学校2週間）と3年次の秋学期から行われる学内における事前・事後の「教育実習指導」を履修しなければならない。「教育実習指導」の日程は、教職カレンダーで確認すること。

<「教育実習指導」の実施例（○が授業回数）>

3年次	4年次	
秋学期	春学期	秋学期
①②	③④⑤⑥	⑦

- (6) 教育実習には教職課程費、教育実習費、教育実習謝礼金が必要である。これは実習協力校への謝礼、印刷費、通信費等の実費であり、その納入額および納入方法については各都道府県または実習校によって異なるので教職課程ガイダンスの際に示す。
- (7) 事前・事後に行われる「教育実習指導」ならびに教職課程ガイダンスは、教育実習の重要な一部であるから必ず出席すること。
- (8) 教育実習期間中の授業について配慮を希望する学生は、教職課程ガイダンス等で配付する申請書を実習開始の2週間前までに教務課資格係に提出すること。
- (9) 「教育実習指導」ならびに教職課程ガイダンス、免許状の取得手続きをはじめ教職課程に関する事項はすべて教職センターWeb ページ・PORTA によって知らせるので、常時確認すること。7回の事前・事後指導、教育実習および教職課程ガイダンスのスケジュールは教職カレンダーのとおりである。Web ページ等を見落したことにより生じた不都合は全て本人の責任となる。
- (10) 教育実習に関する事務は教務課資格係で取り扱っているので、不明な点は同担当窓口で確認すること。

3. 留学を予定している場合の注意事項

- (1) 3年次に留学する学生は、留学に出発する前に実習希望校より内諾を得ておかなければならない。また、留学期間中に、大学に提出すべき書類は、必ず出発前に提出しておかなければならないので、必ず教務課資格係にて指導を受けること。
- (2) 3年次からの留学志願者に限り、3年次秋学期に行われる「教育実習指導」を2年次秋学期に履修することを認めることとする。ただし、4年次春学期に行われる「教育実習指導」は、教育実習実施年度に履修する必要があるため、受講できるよう帰国すること。帰国後、すみやかに教務課資格係に報告し、「教育実習指導」、「教育実習 I」、「教育実習 II」の登録をすること。
- (3) 帰国時期の関係で4年次春学期に行われる「教育実習指導」が受講できない場合は、4年次で教育実習ができないため、教員免許取得時期が5年目以降になることを承知しておくこと。